

畑寺発電所及び肱川発電所 F I T 特定卸供給仕様書

1 適用

本仕様書は、愛媛県公営企業管理局（以下「愛媛県」という。）が所有する畑寺発電所及び肱川発電所（以下「対象施設」という。）の発生電力について、一般送配電事業者を介して契約者に供給する特定卸供給に適用する。

2 内容

愛媛県は、対象施設で発電する電力のうち、施設内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力を一般送配電事業者に売電し、一般送配電事業者が全量を契約者に卸供給する。

対象施設は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた設備である。対象施設の電力供給は、再エネ特措法第18条第1項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「F I T 特定卸供給」という。）により行い、契約者は、固定プレミアム料金を愛媛県に対し支払う。

3 対象施設

発電所名	所在地	最大出力 (kW)
畑寺発電所	愛媛県松山市畑寺町 3 1	530
肱川発電所	愛媛県大洲市肱川町宇和川 5 9 7	9,706

4 契約期間及び供給期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和11年 3 月31日まで

(2) 供給期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和11年 3 月31日24時まで

5 供給電力量

(1) 予定供給電力量

令和 9 年度：32,336,000kWh

令和10年度：32,336,000kWh

対象施設の月別予定供給電力量は、別紙 1 のとおり。

なお、対象施設は、水力発電であることから、気象状況等により F I T 特定卸供給する電力量が変動するため、予定供給電力量を保証するものではない。

(2) 過去の月別実績供給電力量

令和 6 年度及び令和 7 年度の月別実績供給電力量は、別紙 2 のとおり。

6 発電予想の通知

愛媛県は、契約者に対し、各発電所の発電パターン及び 1 日の電力量予測値（以下「発電予想」という）を通知する。発電予想の通知方法及び通知時刻については、愛媛県と契約者との協議により運用申合書を定める。

7 発電の停止及び制限

次の事由により、愛媛県は対象施設の発電を停止又は制限できるものとする。また、発電計画の通知後においても運転パターンを変更することがある。

- (1) 対象施設の故障、点検
- (2) 河川及びダム流入量変動
- (3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合
- (4) 河川管理者及びダム管理者からの要請
- (5) 一般送配電事業者の指示に基づく出力制御
- (6) その他保安上必要がある場合

8 定期点検、修繕等に伴う発電停止

愛媛県は対象施設の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、供給期間における停止作業等の予定については、別紙3に示すとおりとする。ただし、本予定は公告時点での計画であり、停止日数の変更や記載のない作業が生じることを妨げるものではない。定期点検等の実施にあたって、原則として、愛媛県は停止作業等の日時を契約者に対し事前に通知することとするが、設備の不具合等により、緊急に作業等を実施する場合は、事後に通知することができる。

9 固定プレミアム料金

契約者が愛媛県へ支払う毎月の固定プレミアム料金は、次の定めによる。

(1) 固定プレミアム料金の算定

毎月の固定プレミアム料金の算定方法は、当該月の供給電力量に入札価格（1 kWhあたりの固定プレミアム単価）を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

愛媛県は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに契約者にこれを通知するものとし、故障等の時間内における供給電力量の算定は、その都度、愛媛県及び契約者との間で協議の上、決定するものとする。

(3) 固定プレミアム料金の支払い

固定プレミアム料金の支払い方法は、愛媛県及び契約者双方で協議し定めるものとする。

10 発電量調整供給契約等の締結

契約者は、愛媛県との再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約（以下「本契約」という。）に係る卸供給が遅滞なく行えるよう、速やかに契約者の負担で一般送配電事業者との発電量調整供給契約等、必要な契約の締結及び事務手続きをしなければならない。

11 卸供給の承諾

本契約の締結後、愛媛県は一般送配電事業者の「再生可能エネルギー電気卸供給約款」に基づき、対象施設の電力を一般送配電事業者が契約者へ卸供給することを承諾する。

12 契約期間満了時における引継事務

契約者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に愛媛県と契約を締結する者に対して、名義の変更、契約等における必要な事務を遅滞なく行う。

- 13 インバランス対応
インバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）については、すべて契約者が行う。
- 14 電力広域的運営推進機関への手続き
発電計画、発電停止計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きが必要な場合には、すべて契約者が行う。
- 15 非化石証書の優先割当
愛媛県は、契約者より非化石証書の優先割当合意確認の申出があった場合は、協議に応じるものとする。
- 16 記録
愛媛県は、供給電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、契約者はその提示を求めることができるものとする。
- 17 運用申合書の締結
本契約に関する運用については、愛媛県及び契約者は双方協議して定め、運用申合書を作成するものとする。
- 18 法令等の遵守
本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。
- 19 守秘義務
愛媛県及び契約者は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。
- 20 その他
本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、愛媛県及び契約者との協議により定めるものとする。
- 21 参考資料
別紙1 月別予定供給電力量
別紙2 令和6年度及び令和7年度の月別実績供給電力量
別紙3 発電停止計画